明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七四）　二
○地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七五）　二
○国土強靱化推進本部令（二七六）　二
〔府　令〕
○地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七六）　三
○火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同七七）　四
〔省　令〕
○農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四八）　四
〔告　示〕
○添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程の一部を改正する件（内閣府一〇九）　四
○登録証明機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件（総務二五四）　五
○登録認定機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件（同二五五）　五
○令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一六）　六
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務二七一）　六
○肥料を登録した件（農林水産一六七五）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一一三四）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一一三五）　八
〔国会事項〕
内閣　内閣法制局　法務省　財務省　最高裁判所　八
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　法務省　財務省　最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項
特定保安林の指定について（農林水産省）　九
指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　九
労働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（近畿地方交通審議会、中国同）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、直轄災害復旧事業の完了、福島特別直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七四号）（内閣府本府）

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第一七号）の施行期日は、令和六年一〇月一日とすることとした。

◇地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七五号）（内閣府本府）

1　地域再生法（平成一七年法律第二四号）第一七条の四六の政令で定める技術的基準については、第一四条の規定を準用することとした。また、この場合において必要な読替えを定めることとした。（第一条関係）

2　地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第一七号）の施行に伴い、農業委員会等に関する法律施行令（昭和二六年政令第七八号）について所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一〇月一日）から施行することとした。

◇国土強靱化推進本部令（政令第二七六号）（内閣官房）

1　国土強靱化推進会議

㈠　国土強靱化推進会議（㈡及び㈢において「推進会議」という。）の議長は、会務を総理し、推進会議を代表し、議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとした。（第一条関係）

㈡　推進会議の運営について所要の規定を整備することとした。（第二条関係）

2　国土強靱化推進本部の運営

この政令に定めるもののほか、国土強靱化推進本部の運営に関し必要な事項は、国土強靱化推進本部長が国土強靱化推進本部に諮って定めることとした。（第三条関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十四号

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十五号

地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十六の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域再生法施行令の一部改正）

第一条　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（住宅団地再生を図るために必要な施設に関する技術的基準）

第二十条　法第十七条の四十六の政令で定める技術的基準については、第十四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「法第十七条の七第四項の施設又は物件（以下この条において「来訪者等利便増進施設」という。）」とあり、同条第二号中「地上に設ける来訪者等利便増進施設」とあり、及び同条第五号中「来訪者等利便増進施設」とあるのは「法第十七条の三十六第五項第八号に掲げる事項に係る施設」と、同条第二号中「構造は」とあるのは「構造は、集会、展示会その他これらに類する催しに用いるもので あって、容易に移転し、又は除却することができるもの（建築物に該当するものを除く。）とし、かつ」と読み替えるものとする。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号ロ中「第十七条の五十六第二項」を「第十七条の六十四第二項」に改める。

附　則

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土強靱化推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十六号

国土強靱化推進本部令

内閣は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（議長）

第一条　国土強靱化推進会議（以下「推進会議」という。）の議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2　議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（推進会議の運営）

第二条　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前二項に定めるもののほか、議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

（国土強靱化推進本部の運営）

第三条　この政令に定めるもののほか、国土強靱化推進本部の運営に関し必要な事項は、国土強靱化推進本部長が国土強靱化推進本部に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第七十六号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十七第一項の規定に基づき、地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

（地域再生法施行規則の一部改正）

第一条　地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域再生計画の記載事項） **第二条**　法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ　［略］ ロ　法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。以下同じ。）又は第七条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合　同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称 ［ハ・ニ　略］ ［七～二十一　略］ ［２～４　略］	（地域再生計画の記載事項） **第二条**　法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ 六　法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ　［同上］ ロ　法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第七条第一項第一号及び第四十四条において同じ。）又は第七条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合　同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称 ［ハ・ニ　同上］ ［七～二十一　同上］ ［２～４　同上］
（地域住宅団地再生事業計画の作成等の提案） **第四十五条**　法第十七条の三十七第一項の規定により地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下この条において同じ。）の作成又は変更の提案を行おうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に地域住宅団地再生事業計画の素案を添えて、認定市町村に提出しなければならない。 （職員の派遣の要請手続等） **第四十六条**　［略］	（職員の派遣の要請手続等） **第四十五条**　［同上］
［条を加える。］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（沖縄総合事務局組織規則の一部改正）

第二条　沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画室の所掌事務） **第八十四条**　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　略］ 五　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 ［六～九　略］	（企画室の所掌事務） **第八十四条**　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　同上］ 五　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 ［六～九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

○内閣府令第七十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十条第二項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月六日　内閣総理大臣　岸田　文雄

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防衛出動時等の適用除外） **第十九条**　第十五条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第十六条第一項の規定は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、同法第七十七条の規定により出動待機命令を受け、又は同法第七十七条の二若しくは第七十七条の三の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等（同	（防衛出動時の適用除外） **第十九条**　第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第十六条第一項の規定は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第八条に規定する部隊等をいう。以下この条において同じ。）が火薬類を運搬する場合であって、当該部隊等の任

法第八条に規定する部隊等をいう。以下この条において同じ。）が火薬類を運搬する場合であって、当該部隊等の任務遂行上これらの規定により難いときは、適用しない。この場合において、当該部隊等の長は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○農林水産省令第四十八号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月六日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地域再生協議会の構成員として加える者）	（地域再生協議会の構成員として加える者）
第三条　法第十七条の六十二第二項の農林水産省令で定める者は、法第五条第四項第十二号に規定する農村地域等移住促進区域の全部又は一部をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）とする。	**第三条**　法第十七条の五十四第二項の農林水産省令で定める者は、法第五条第四項第十二号に規定する農村地域等移住促進区域の全部又は一部をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）とする。
（地域再生協議会の構成員として加える者）	（地域再生協議会の構成員として加える者）
第四条　法第十七条の六十四第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（地域農林水産業振興施設（法第五条第四項第十三号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。	**第四条**　法第十七条の五十六第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（地域農林水産業振興施設（法第五条第四項第十三号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等）	（地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等）
第五条　法第十七条の六十四第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第五条**　法第十七条の五十六第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　認定市町村は、法第十七条の六十四第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。	2　認定市町村は、法第十七条の五十六第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
（地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）	（地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）
第六条　法第十七条の六十四第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。	**第六条**　法第十七条の五十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一～八　（略）	一～八　（略）

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。